

新深谷

発行
日本共産党
深谷市委員会
2017.1.1
☎ 572-6201
事務所の住所
深谷市上野台
507-122

またも値上げ、 国保税に続く、 水道料金の引き上げ

12月議会
可決

深谷市議会12月定例会で、水道料金の引き上げ条例が可決されました。日本共産党議員団は反対しましたが、賛成多数で可決されました。6月の検針分から引き上げられます。今回の引き上げの内容は、水道料金の平均15%の値上げです。さらに、5年後、再度10%の値上げも予定しています。党議員団は、2017年度の予算要望とともに値上げ中止を求め、市長に申し入れていました。

党議員団は、採決に反対するも、起立多数で可決

12月議会の最終日に党議員団は、反対討論を行い、次の3点の理由で水道料金の引き上げに反対しました。①は、市民の平均的水道の使用水量に対する料金の引き上げ率は、21%。ところが大口の利用者の引き上げ率は、12%で、市民に重い引き上げであること。②耐震対策や老朽管対策のための引き上げならば、料金負担のバランスをとり、生活に必要な市民負担を軽減し、大量に使用する事業系の適正な負担こそ必要。③国保税の引き上げに続く、水道料金の引き上げであり賛成できない。3つの理由で反対しました。

左の数字の一覧表は、深谷市の水道料金の現在の料金と今年の6月検針分から引き上げられる料金との差額とその改定率を表にしたものです。市民の使用する水道量の2か月の平均は、35立法メートルのことです。その引き上げ金額は、何と820円、年間4920円にもなります。国保税の値上げに続く、水道料金の引き上げです。(消費税分を含む料金)

水道料金の現行と改定料金の比較表 2ヵ月税込み 口径13mm

水量	現行	改定料金	引き上げ額	改定率
0m ³	1,512	1,080	△432	△28.6%
5m ³	1,512	1,350	△162	△10.7%
10m ³	1,512	1,620	108	7.1%
15m ³	1,663	1,998	335	20.1%
20m ³	1,814	2,376	561	31.0%
25m ³	2,527	3,175	648	25.6%
30m ³	3,240	3,974	734	22.7%
35m³	3,953	4,773	820	20.8%
40m ³	4,665	5,572	907	19.4%
45m ³	5,470	6,474	1,004	18.4%
50m ³	6,275	7,376	1,101	17.6%
60m ³	7,884	9,180	1,296	16.4%
70m ³	9,493	10,983	1,490	15.7%
80m ³	11,102	12,787	1,685	15.2%
90m ³	12,711	14,590	1,879	14.8%
100m ³	14,320	16,394	2,074	14.5%
150m ³	22,852	25,952	3,100	13.6%

35m³を使用した時の現行料金との年間の差額は

現行料金	3,953円		改定料金	4,773円
	差額が820円	×6期分=	4,920円	(6回納付で)

年間の増額料金は、4,920円です。

この「命の水」に関する法律、水道法ではどのように決められているのでしょうか。(この法律の目)第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、**清浄にして豊富低廉(ほうふいていれん)な水の供給を図り、もって公衆衛生と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。**(責務)第二条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ……